平成２１年（フ）第２５０８号
愛知県尾張旭市井田町３丁目146番地　百合ケ丘Ｃ―502
債務者　岩越　　猛
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６０６号
愛知県瀬戸市東古瀬戸町13番地
債務者　森　　強
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８３３号
名古屋市北区平安１丁目３番28号　豊島荘Ｅ号
債務者　髙田　明美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８７３号
愛知県海部郡大治町大字西條字弥勒５番地の１　鈴木荘１号
債務者　柏谷　　年
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７８号
愛知県一宮市大和町馬引字宮浦１番地７
債務者　今井　　晃
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４７９号
愛知県一宮市大和町馬引字宮浦１番地７
債務者　今井　久惠
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５０５号
愛知県一宮市丹陽町九日市場字高砂2577番地１　メゾンソレイユ202号
債務者　川口　節子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５０号
京都府綾部市井倉町樋ノ元11番地の７
債務者　塩見　　学
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第６７１０号
大阪府池田市伏尾台２丁目７番地の21
債務者　清久　秀子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９１０号
大阪市浪速区大国２丁目４番14号　大国町エンビイハイツ203号
債務者　小幡　和弘
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９４８号
大阪市浪速区大国３丁目７番21―605号
債務者　髙橋　克典
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９５５号
大阪市城東区野江２丁目17番10―407号
債務者　上田　真司
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９６８号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目46番21号　昭和町サンハイツ302号
債務者　織田　善近
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０３０号
大阪府東大阪市額田町８番22号
債務者　達石　友幸
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０３３号
大阪府枚方市藤阪元町２丁目30番15号
債務者　音野　孝祥
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１４４号
大阪市城東区森之宮２丁目９番1417号
債務者　花田愛こと花田セシリアこと　ハナダ　セシリア・アノリンヘレラ
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２２９号
大阪市東住吉区杭全２丁目１番３号コーポ丘302号
債務者　梅谷　益司
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部